

夜間早朝等加算について

厚生労働省の定めた診療報酬点数の算定基準に基づき、下記の時間帯に受付された方は診察料に「夜間早朝等加算」(50点)が加算されます。

診療時間内であっても、また、予約診療であっても加算の対象となりますので、ご了承ください。

平日	18時以降
土曜日	12時以降